



国土動第51号  
平成29年7月12日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



### 不動産業における社会保険等の加入について（周知依頼）

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、1人以上の従業員を使用する全ての法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する一定の業種の個人事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に対して加入義務が課されています。

しかしながら、各制度への理解不足等により社会保険及び労働保険に加入すべき事業所であるにもかかわらず加入していない事業所が見受けられるところであり、今般、日本年金機構が全業種を対象に実施した「社会保険の加入状況に係る実態調査」によれば、不動産業（不動産賃貸、建売・土地売買、不動産代理仲介等）を営んでいる事業所についても、社会保険の加入手続を行っていない事業所が見られました。

社会保険及び労働保険は、労働者の福祉の向上等の観点等から、法律により加入が求められているものです。厚生労働省からも社会保険制度及び労働保険制度に係る各事業者の理解が求められているところであり、貴団体におかれましては、傘下会員に対し、別紙により、制度の趣旨や加入要件等について周知していただきますようお願ひいたします。